

様式第1号（第2条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	被保護者世帯名簿
市の機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部生活福祉課
個人情報ファイルの利用目的	毎月の保護費算定のため ケースワークをより適切に行うための材料として 通知文の送付、電話連絡のため
記録項目	1. 番号 2. 停止サイン 3. ケース番号 4. 世帯主氏名漢字 5. 世帯主氏名カナ 6. 世帯主生年月日 7. 世帯主年齢 8. 人員 9. 人員一般居宅 10. 人員一般入院 11. 人員一般施設 12. 人員一般別居 13. 最低生活費 14. 最低生活費一類 15. 最低生活費加算 16. 最低生活費二類 17. 最低生活費冬季 18. 最低生活費期末 19. 最低生活費介護 20. 最低住宅費 21. 最低教育費 22. 最低給食費 23. 最低施設事務費 24. 入所・入所者名 25. その他人数 26. 病院・施設コード 27. 病院・施設名 28. 西暦開始日 29. 開始日 30. 西暦停止日 31. 停止日 32. 西暦廃止日 33. 廃止日 34. 世帯類型コード 35. 世帯類型 36. 労働類型コード 37. 労働類型 38. 併単コード 39. 併単 40. 格付区分 41. 格付 42. 73条コード 43. 73条 44. 福祉事務所コード 45. 福祉事務所 46. 民生委員コード 47. 民生委員 48. 地区コード 49. 地区 50. 担当コード 51. 担当 52. 郵便番号 53. 住所 54. 住基郵便番号 55. 住基住所 56. 通信先郵便番号 57. 通信先住所 58. 電話番号 59. 携帯番号 60. 通称町コード 61. 通称町 62. 支給窓口コード 63. 支給窓口 64. 住宅状況 65. 資産区分 66. 基準日 67. 前回保護歴有無コード 68. 前回保護歴有無 69. 前回保護市町村 70. 西暦前回保護期間自 71. 前回保護期間自 72. 西暦前回保護期間至 73. 前回保護期間至 74. 前回ケース番号 75. 18歳以上人数 76. 18歳未満人数 77. 母子対象 78. 母子加算額 79. 生活扶助 80. 住宅扶助 81. 教育扶助 82. 西暦転入前開始日 83. 転入前開始日 84. 転入前開始理由コード 85. 転入

	前開始理由 86. ケース移管前保護市町村 87. 西暦ケース移管前保護期間自 88. ケース移管前保護期間自 89. 西暦ケース移管前保護期間至 90. ケース移管前保護期間至 91. ケース移管前ケース番号 92. 西暦管内居住開始日 93. 管内居住開始日 94. 経過的加算・母子加算額 95. 世帯内母子加算認定数 96. 世帯内児童養育加算認定数 97. 基準改定対象	
記録範囲	生活保護受給世帯	
記録情報の収集方法	被保護者本人からの申請、申告 生活保護法第 29 条に基づく調査 実施機関内・他市町村からの情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	<input checked="" type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名 称 狭山市福祉部生活福祉課	
	所在地 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川 1-23-5	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項 第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備 考		